

第12回

総会資料



第12回 P T A 総会

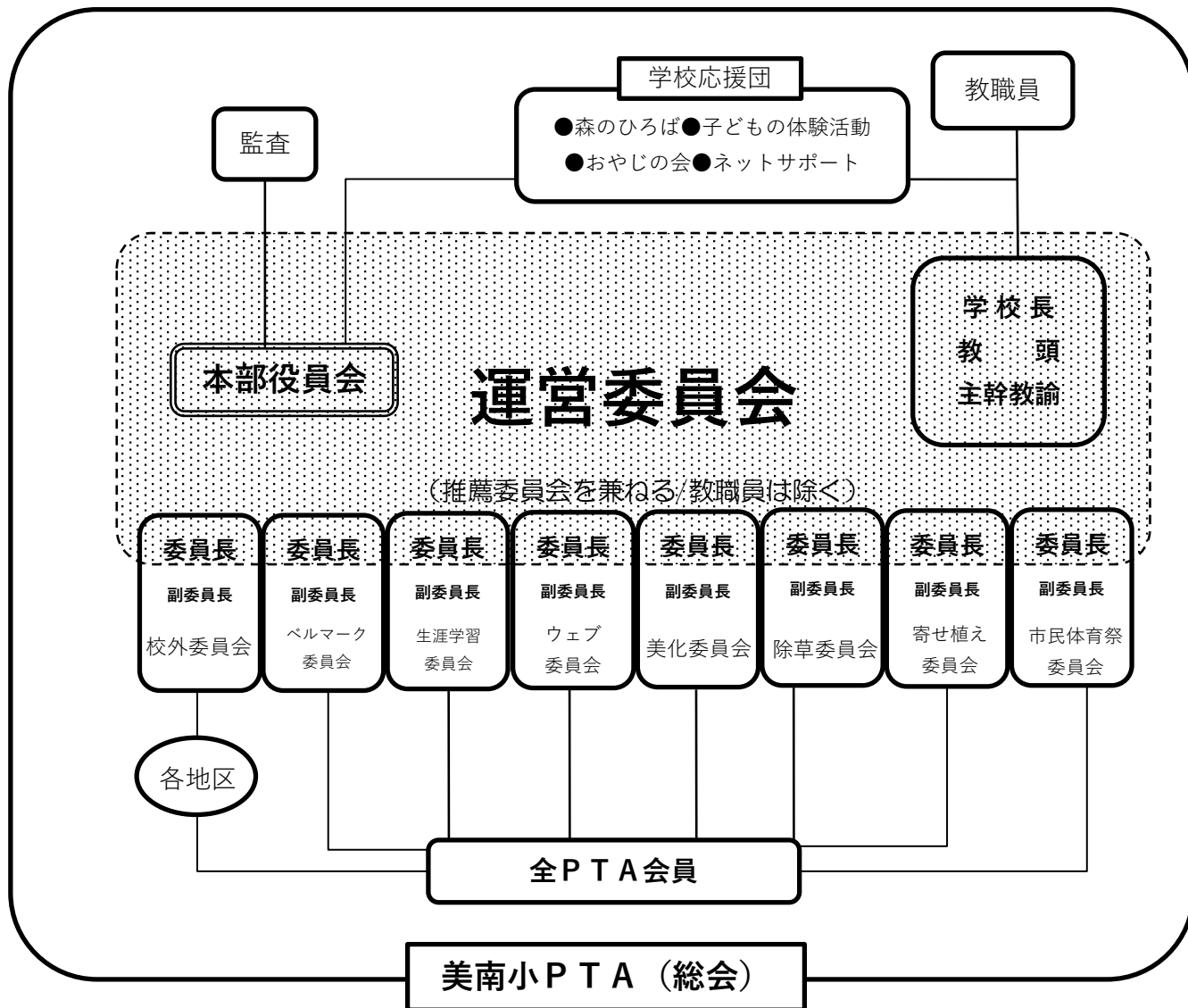
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度に引き続き令和6年度の定期総会も集会形式での開催を中止とし、書面による審議とさせていただきます。

審 議 日 令和6年5月7日（火）

<議 事>

- (1) 令和5年度事業報告
- (2) 各委員会活動報告
- (3) 令和5年度会計報告
- (4) 組織図の変更について
- (5) 新本部役員の承認および各委員会委員長・副委員長の報告
- (6) 令和6年度活動方針(案)の承認
- (7) 令和6年度予算(案)の承認
- (8) 会則・細則の変更について

美南小学校 P T A 組織図 (案)



[構成委員]

運営委員会

- 学校長、教頭、主幹教諭
- P T A本部役員
- 各委員会 委員長

本部役員会

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 書記 2名
- 会計 2名
- 庶務 2名

委員会

- 校外委員会

1丁目	4名
2丁目	6名
3丁目	3名
4丁目	4名
5丁目	4名
- ベルマーク委員会 (18名)
- 生涯学習委員会 (10名)
- ウェブ委員会 (7名)
- 美化委員会 (26名)
- 除草委員会 (18名)
- 寄せ植え委員会 (15名)
- 市民体育祭委員会 (6名)

推薦委員会

- P T A本部役員
- 各委員会 委員長

会計監査会

- 会計監査 2名
- 会長 1名
- 会計 2名

令和5年度 本部活動報告

《校内》

月	日	活 動 内 容
1	31	令和5年度 第1回 本部会 (兼令和4年度 本部会)
3	2	第2回 本部会 卒業・入学準備 (兼令和4年度 本部会)
	7	第3回 本部会 卒業・入学準備 (兼令和4年度 本部会)
	14	第4回 本部会 卒業・入学準備 (兼令和4年度 本部会)
4	18	第5回 本部会 総会準備 (兼令和4年度 本部会)
	25	第6回 本部会 総会資料配布 (兼令和4年度 本部会)
5	8	第11回PTA総会 Googleフォームにて書面決議
	9	第7回 本部会
	16	第8回 本部会
	17	PTA会費集金
	20	運動会
	30	第9回 本部会
6	13	第10回 本部会
	27	第11回 本部会
7	4	第12回 本部会 第1回 運営委員会
	14	美南小PTAについて 冊子配布
9	12	第13回 本部会
	26	第14回 本部会
10	17	第15回 本部会
	23	給食試食会1日目
	24	第16回 本部会 給食試食会2日目 令和6年度本部役員選出のお願い お手紙配布
11	7	第17回 本部会
	15	第18回 本部会 第2回 運営委員会 第1回 推薦委員会
	28	第19回 本部会 第2回 推薦委員会 役員選出 投開票
12	5	第20回 本部会 令和6年度本部役員顔合わせ
1	16	第21回 本部会
	23	第22回 本部会 令和6年度PTA委員募集 お手紙配布 メール配信
	30	第23回 本部会
2	6	第24回 本部会 PTA委員決定 未来ポスト配布(令和6年度 第1回)
	21	第25回 本部会 第3回運営委員会 未来ポスト回収
	27	第26回 本部会 (令和6年度 第2回)
3	5	第27回 本部会 卒業・入学準備 (令和6年度 第3回)
	12	第28回 本部会 卒業・入学準備 (令和6年度 第4回)

月	日	活 動 内 容
4	16	第29回 本部会 総会準備 (令和6年度 第5回)
	23	第30回 本部会 総会資料配布 (令和6年度 第6回)
5	7	第12回 PTA総会

★ 活動についての感想反省

今年度は、コロナの5類移行により、縮小傾向にあった活動も少しずつ再開することができました。3年ぶりに開催した給食試食会では、本部役員内に経験者がいない中、計画や準備の進行など手探りで始まりましたが、2日間の開催でたくさんの方に参加していただき、「楽しかった、参加して良かった」というお声をたくさんいただくことができました。

その一方で、コロナ禍によりPTA活動において対面で説明をする機会が無くなり、理解や周知が不足している現状もありました。そのため、美南小PTA活動のあり方・必要性について、本部役員内で何度も話し合いを持ち、早急に周知を進めるべく、PTAについての資料作成と配布を行いました。PTAからのお手紙・ホームページも、伝わりやすさを重視して見直しを進めています。

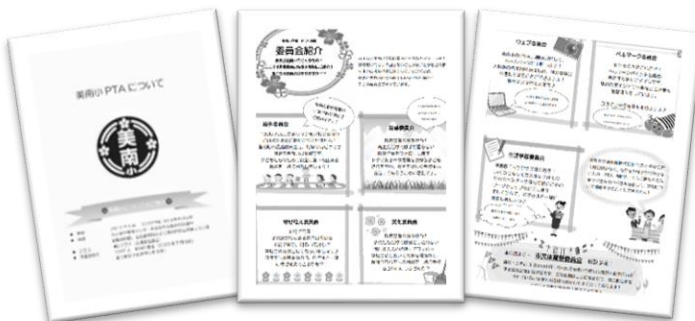
また、本部役員・委員ともに、活動しやすい仕組みや環境を整えるべく、美南小PTAの現状に合わせて会則・細則の見直し、PTA上部団体との関係の見直し、PTA備品の見直しも行いました。

次年度も、会員の皆さんの理解を深めるために、積極的なPTA活動の発信をすることと、小さなことからでも、より良い改善を続けていくことが大切だと考えています。

★ 次年度への提案

美南小では、例年、人数が集まらず抽選による選出でお願いをしている委員会があるのが現状です。会員の皆さんに積極的に参加したいと思っただけのような、委員会運営・環境づくりを目指していく必要があると感じています。児童と一緒に作業できる機会を設けるなど、活動内容を一部見直すことも一案だと思います。

美南小ホームページから委員会の分かりやすい活動報告・周知活動を継続するとともに、美南小の現状に合わせて、改善できる点を模索しながら、活動を進めていけたらと思います。



【みんなのこえ】 yoshikawa.minami.pta@gmail.com

☆ぜひ、みなさんのアイデア・ご意見をお寄せください。



《 P T A 連 合 会 ・ 地 域 関 係 活 動 報 告 》

月	日	活 動 内 容
4	3	吉川市 PTA 連 合 会 会 計 監 査
		吉川市 PTA 連 合 会 新 旧 会 長 会 ①
5	8	吉川市 PTA 連 合 会 新 旧 常 任 委 員 会 ①
		吉川市 PTA 連 合 会 新 旧 会 長 会 ②
	17	合 同 専 門 委 員 会
	18	学 校 運 営 協 議 会 ①
6	3	第 54 回 吉 川 市 PTA 連 合 会 定 期 総 会
	5	吉 川 市 PTA 連 合 会 会 長 会 ①
	17	埼 玉 県 PTA 連 合 会 定 期 総 会
	23	吉 川 市 PTA 連 合 会 生 涯 学 習 委 員 会 ①
7	2	市 民 体 育 祭 会 議 ①
	3	吉 川 市 PTA 連 合 会 会 長 会 ②
	6	吉 川 市 PTA 連 合 会 組 織 運 営 委 員 会 ①
	13	吉 川 市 わ が ま ち 防 犯 連 絡 協 議 会 役 員 会
	15	吉 川 市 PTA 連 合 会 合 同 家 庭 教 育 学 級 研 修 会 ①
8	8	吉 川 市 わ が ま ち 防 犯 連 絡 協 議 会 総 会
	9	吉 川 市 PTA 連 合 会 会 長 会 ③
	13	市 民 体 育 祭 会 議 ②
9	3	市 民 体 育 祭 会 議 ③
	4	吉 川 市 PTA 連 合 会 会 長 会 ④
	8	吉 川 市 PTA 連 合 会 地 域 委 員 会 (書 面 開 催)
10	1	市 民 体 育 祭 会 議 ④
	2	吉 川 市 PTA 連 合 会 会 長 会 ⑤
	13	吉 川 市 PTA 連 合 会 常 任 委 員 会 ②
11	1	学 校 運 営 協 議 会 ②
	6	吉 川 市 PTA 連 合 会 会 長 会 ⑥
	17	吉 川 市 PTA 連 合 会 市 長 ・ 教 育 長 懇 談 会
12	4	吉 川 市 PTA 連 合 会 会 長 会 ⑦
	8	吉 川 市 PTA 連 合 会 組 織 運 営 委 員 会 ②
	19	吉 川 市 PTA 連 合 会 生 涯 学 習 委 員 会 ② (書 面 開 催)

月	日	活 動 内 容
1	15	吉川市 PTA 連合会 会長会⑧
2	5	吉川市 PTA 連合会 会長会⑨
	10	吉川市 PTA 連合会 合同家庭教育学級研修会②
	16	学校運営協議会③
	19	吉川市 PTA 連合会 常任委員会③
3	4	吉川市 PTA 連合会 会長会⑩

★ 活動についての感想・反省

初年度ということもあり、まずは「知ることに専念しました。一つ一つの事業の内容や意義の確認をさせていただき、1年間をかけて全体像を把握させていただきました。他校の会長の皆様とのお話は新米会長としてはとても有意義でした。各校の取り組み中で良いところは真似をさせていただき単会の活動に役立てていきたいと思ひます。連合会の活動としては吉川市内全体の子どもたちのためになることはもちろんのこと、保護者の皆様の支えになれるような活動もしていけたらと思ひています。

★ 次年度への提案

今期1年間の流れを把握することができましたので、必要なこととそうではないことをしっかりと議論し、単会のPTAへの負担を減らし会長たちだけで運営ができるようスリム化を提案していきたいと思ひます。

《読み聞かせボランティア・森のひろば 活動報告》

月	日	活 動 内 容	月	日	活 動 内 容
5	8	1年生見学会	11	20	5・6年生・たけたんひま
	15	2・3年生	12	11	1・2年生
6	19	1・4年生		18	3・4年生
	26	5・6年生・たけたんひま	1	22	3・4・5年生・たけたんひま
9	11	2・3年生・たけたんひま	2	19	1・2年生・6年生合同
	25	1・4年生			
10	16	1・5・6年生			
	23	2・3年生・たけたんひま			

★ 活動についての感想・反省

昨年度同様、月曜日の朝8:15~8:35の時間帯にメンバー1~5名が各教室で読み聞かせを行いました。ボランティアの人数は62名となりました。

今年度は先生方のご協力により、本が見やすいように教室の中心に集まり床に座って聞くという工夫をしてくださり、子どもたちにも見やすく読み手の方も読みやすい形になりました。

各クラスでは絵本や紙芝居の他、パネルシアターや大型絵本を使って、子どもたちを喜ばせることもできました。

先生方のご尽力のおかげで、6年生へ体育館での合同読み聞かせを行うことができました。6年間の「ありがとう」の感謝と、中学生になる子どもたちに向けて「エール」を送ることができました。

★ 次年度への提案

学年、クラスによってメンバーの人数に偏りがあるので、ご自身のお子さまのクラス以外でも読み聞かせをしていただくなどのシフト作りの工夫が必要だと感じました。

現在は5月に体験会を1度開催していますが、ホームページやメール等での積極的な情報配信をしていくとともに、2学期にも体験会ができれば、メンバーも増え、より充実した活動につながると思います。

また、コロナ前に行われていた各学年の合同読み聞かせも再開できると、より子どもたちにとって本が身近に感じられるのではないかと考えます。

読み聞かせは子どもたちのクラスでの様子が見られる貴重な時間となっています。

森のひろばの活動に興味のある方は、ぜひご連絡ください。



《子どもの体験活動実行委員会 活動報告》

月	日	活 動 内 容	月	日	活 動 内 容
5	28	ジャズダンス	12	2	ジャガイモの収穫体験
7	15	子ども神輿		17	オンラインクリスマスケーキづくり
9	2	バレーボール	1	21	和菓子づくり（大福）
	24	和菓子づくり（どら焼き）	2	4	スクラップブック
10	15	タグラグビー	2	18	タグラグビー *中止
11	5	お花の寄せ植え			

★ 活動についての感想・反省

今年度は全 10 回（9 事業）の活動を行いました。参加した子どもの延べ人数は 343 名、指導およびサポーターの延べ人数は 62 名です。
このような活動を続けられるのも、参加してくれる子ども達やお手伝いをしてくださる保護者の皆さまのおかげです。ありがとうございます。

今年度から参加対象を市内小学生とし、活動の周知もホームアンドスクールを利用することで、より多くの子ども達に参加してもらうことができました。
また、子ども神輿は栄小学校区と、オンラインクリスマスケーキづくりは三輪野江小学校区と共催で行いました。一緒に活動することでより充実した内容になったと感じています。

家庭科室も利用できるようになり、オンラインで続けていた和菓子づくりもみんなで集まって作ることができました。久しぶりの調理にも多くの子ども達が参加してくれて、とても楽しく活動できました。

また、昨年度に引き続き開催したお花の寄せ植え、野菜（ジャガイモ）の収穫体験も人気で、子ども達の生き生きとした表情がたくさん見られました。今後も土や自然に触れる体験活動を続けていきたいと思ひます。

★ 次年度への提案

ホームアンドスクールの配信だけでは周知が難しかったです。定員に達しない活動についてはお手紙を配布しましたが、やはり子どもの目に触れるかたちでお知らせするのが良いと感じました。

保護者の中には、子どもの体験活動を知らない方もいらっしゃいます。次年度は配信だけでなく、お知らせの印刷・配布も積極的に行いたいと思ひます。

《Facebook》



《おやじの会 活動報告》

月	日	活 動 内 容
9	24	足跡塗り サポート
	25	足跡塗り サポート
	28	足跡塗り サポート
	30	親子除草 サポート
10	4	足跡塗り サポート
	5	足跡塗り サポート

★ 活動についての感想・反省

今年度の活動は主に各委員会のお手伝いをしました。

除草委員会企画の親子除草、校外委員会にて実施している足跡マーク塗り直し作業を行いました。おやじの会の可能性も感じたので持続可能な組織づくりをしていきたいと思ひます。

★ 次年度への提案

仲間を増やすため声掛けをしていきたいと思ひます。引き続き各委員会のサポートを中心に活動をしていけたらと思ひます。

《除草委員会 活動報告》

月	日	活動内容	月	日	活動内容
4	15	除草委員顔合わせ 年間計画とグループ分け	10	29	Cチーム除草作業 (雨天のため中止)
	23	Cチーム除草作業			
5	13	第1回親子除草作業 (雨天のため中止)	11	22	Bチーム除草作業①
	17	除草活動(親子除草中止のため委員のみで実施)		23	Bチーム除草作業②
	18	除草活動(親子除草中止のため委員のみで実施)	1	11	Aチーム除草作業
6	8	Aチーム除草作業	3	7	Aチーム除草作業
	21	Bチーム除草作業		12	新委員への引き継ぎ
7	2	Cチーム除草作業		24	Cチーム除草作業
	13	Aチーム除草作業 (雨天のため中止)			
9	6	Bチーム除草作業			
	30	第2回親子除草作業			

★ 活動についての感想・反省

5・9月の親子除草活動については奇数・偶数学年で受付時間をずらすなど密にならない工夫を取りながら1時間の1部制で計画しました。第1回198名、第2回120名ほどの応募がありました。

第1回は雨天中止となりましたが、別日に委員のみで活動を行い、広範囲で除草作業が行えました。

昨年度の反省を生かし、中止時の予備日を設けていたため、運動会前に委員で除草活動が行えました。

雨天中止の判断についてどの時点で中止とするか判断が難しかったため、第2回以降は本部にて中止判断を担って下さいました。全体活動の一つなので今後も同様の対応をしていただけると幸いです。

運動会前の親子除草活動は新年度初め、新体制になってすぐの日程で企画・準備が大変なため、活動概要について資料作成をしたので次年度以降活用できるといいです。

年間活動は、昨年度の反省から雑草の伸びが早い4~11月は月2回、冬場は月1回程度の活動に加え、親子除草の予備日を設けて計画しました。天候に左右されることもありましたが各チーム3回+予備日分と均等に活動することが出来ました。本部と連絡係のLINEグループが出来たことで、各種連絡を連絡係から委員もしくは本部に向けて発信する必要がありました。連絡経路が一化されることは良いのですが、連絡係への負担が大きいかと思います。

★ 次年度への提案

春先から夏場は茎や根が太い雑草が多いため、枝切ばさみなど用具がある方は持参できると作業がはかどるかと思います。また冬場は雑草の伸びよりも落ち葉が気になります。冬は活動回数を減らし夏場に増やす、清掃を中心とした活動にするなど対応しても良いと思います。連絡係の負担軽減のため、係の人数配分や、電話以外の連絡ツールの検討、仕事の輪番制など検討しても良いと思います。引き続き児童や先生方が気持ちよく過ごせる環境づくりをお手伝いをして頂ければと思います。

《寄せ植え委員会 活動報告》

月	日	活 動 内 容
4	19	水やり、剪定、点検 開始（4～7月の水曜2人ずつ）
5	11	【1学期】 苗の搬入、寄せ植え、水やり、掃除、片付け
7	19	水やり、剪定、点検 終了
10	17	【2学期】 苗の搬入、寄せ植え、水やり、掃除、片付け
11	11	水やり、剪定、点検 開始（11～2月の土曜1回5人中可能な人）
2	10	水やり、剪定、点検 終了
3	18	【3学期】 苗の搬入、寄せ植え、水やり、掃除、片付け

★ 活動についての感想・反省

各担当の仕事を決め、その都度情報共有していたので、集まる機会も最低限に済み、寄せ植え作業もスムーズに行うことができました。集まった際に次回の日程（予備日含め）や水やり当番を決めた事も良かったです。校務支援員の方が2人（平日は毎日）水やりをしてくださっており、二学期以降は、月一度の休日（第2土曜）のみの水やりで OK となり、委員の負担が減り大変助かりました。

前年度までは『エレベータNG、緑化委員のブルーシートNG』との事でしたが、金澤先生に確認し、使用可能となりました。金澤先生には連絡係の方が最初にお会いした際『堅苦しい感じではなく気軽にいきましょね』というお声がけをいただき、質問しやすい雰囲気良かったです。また流行りの病等で活動できる委員が少なかった際、PTA 会長を始め本部の方にも寄せ植え作業を手伝っていただけたのは有難かったです。搬入の際の男手も助かりました。少しでも疑問に感じた事は、何でも気軽に聞ける風通しのよい環境でしたので、委員一同感謝しております。

【連絡係】から⇒振り返り&引継ぎの為に各担当から発信したLINEはその都度LINEノートに記録を残しておいたら認識しやすく確実だと思います。

【発注係】から⇒一学期は苗を選んで全員に承認確認をしていたが、時間のロスを考え、二学期以降一任してもらったのが良かったです。球根類を植えておくと毎年同じ時期に咲くので植え替えの負担軽減に繋がるのでは、という意見もありましたが、三学期に生徒たち緑化委員が植えてました。時期によっては、お花の寄せ植えに適さない（寒さで根付かない）事もあります。ビバホームの方に都度（寄せ植え日が雨の場合延期になる為、何日保管可能か等も含め）相談しておいた方が良かったです。

【会計係】から⇒会計ノートは、自由形式でExcelや手書き等様々ですが、100円ショップ等で売っている金銭出納帳を使用するとレシートを貼り付け見やすくまとまるのでお勧めします。

【活動報告係】から⇒各担当者が何人でいつ、どんな動きをしたかを都度LINEで送ってもらいました。また前年度の方から引き継いだ際『LINEのリアクションを（スタンプでもいいので）皆さんからしてもらえると孤独感がなくなる』とうかがっていたので、今年度は割と早めに皆さんからリアクションやレスがいただけ、心身ともに快適でスムーズに作業を行うことができました。

★ 次年度への提案

プランターの劣化により、予備のものを使い切ってしまいましたので、予備のプランターを購入検討の程、よろしく願いいたします。

発注係の負担を考慮し、次年度は4人ではなく、例えば9人くらいに人を増やし、一学期に3人ずつで作業するといい気がします。下見（1日）、花の確定（レイアウト決め）&花と土の発注依頼（1日）、寄せ植え当日の購入・搬入（1日）と活動日数が最低3日はかかるためです。

《美化委員会 活動報告》

月	日	活 動 内 容
5	19	運動会后トイレ清掃前日準備
	20	運動会后トイレ清掃当日
	25	運動会で使用した来客用スリッパ清掃
6	23	トイレ・流し台清掃・ハンドソープ交換
8	24	夏休み消毒作業・ハンドソープ交換
9	26	トイレ・流し台清掃
1	19	トイレ・流し台清掃・ハンドソープ交換
2	13	トイレ・流し台清掃・ハンドソープ交換

★ 活動についての感想・反省

・トイレ清掃、流し台清掃

1年間を通し校舎全体のトイレ、流し台清掃を行いました。時間や人数に限りがある中で、状況に応じて清掃できたと思います。

しかし、全体的にトイレの汚れがひどく、特に床汚れや便器内の頑固な汚れ、流し台の排水溝の汚れなど、今年度の活動だけでは十分に落としきれなかった箇所も多々あるため、時間や人数を増やすことや重点的に清掃する箇所、清掃用具の再選定などを、検討していきたいと思います。

運動会後のトイレ清掃では、利用者が多いトイレや午後の部終了後の清掃道具、スリッパ等の片付けがあり、予定していた時間では清掃を終えることができませんでした。また、準備しておいた清掃用具一式が手違いで破棄されてしまいました。次年度は清掃用具に「PTA 美化委員会」と分かるようテプラなどで明記しておく必要があると思います。

・ハンドソープ交換

流し台とトイレのハンドソープ本体がひどく汚れていました。子どもたちの衛生面を考慮し、学校側に相談した結果、今年度は美化委員会がハンドソープ本体の交換を担当しました。

・夏休み校舎消毒作業

夏休み中の活動だったため、美化委員の中でも参加者が限られてしまい、結果、消毒範囲に対する作業人数が不足し、参加者の負担が大きくなってしまいました。

また、校舎内で通れない（参加者が行き来できない）箇所があり、効率的に消毒作業を行うに至らなかったため、今後は学校側と事前に相談、調整していくことで改善していきたいと思います。

★ 次年度への提案

次年度は、今年度の経験や反省点を活かし、参加人数が少ない活動日などは、一部ボランティアを募るなど、集中的に清掃や消毒活動を行うのも良いかもしれません。

また、今後とも清掃用具は都度見直しのうえ、予算や用途に合わせた準備が必要と思います。引き続き、子どもたちや先生方がより衛生的に生活できる環境作りの維持に努めたいと思います。

《ウェブ委員会 活動報告》

月	日	活 動 内 容
4	18	先生紹介作成開始(アンケート作成、アンケート内容を本部に確認) 担当の先生への取材依頼、日程調整
5	18	交通指導講習会取材(学校行事の為、事前に担当の先生から取材許可をとる)記事作成後、HPに投稿
	20	運動会取材(校外委員会、美化委員会の取材、運動会全体の取材) 記事作成後、HPに投稿
	23	先生紹介の記事をHPに投稿
6	6	寄せ植え委員会の記事作成(取材未実施)データを本部より共有してもらい、HPに投稿
9	24~ 10/5	校外委員会(足跡マークつけ)の記事作成(取材未実施)データを本部より共有してもらい、HPに投稿
	29	生涯学習委員会主催講座取材(公民館でアートルース作り) 記事作成後、HPに投稿
	30	親子除草取材 記事作成後、HPに投稿
10	24	給食試食会取材 記事作成後、HPに投稿
2	19	森のひろばさんの6年生合同読み聞かせ取材 記事作成後、HPに投稿

※各取材後に取材内容、写真をLINEにて共有、WEB作成担当者が記事を作成し完成後、HPに投稿といった流れになっています。HP投稿は取材当日ではなく後日です。

★ 活動の感想、反省

- ・ 普段見ることができない行事に取材を通して参加することができたため、子どもたちの様子もわかり、楽しく活動することができました。
- ・ いつもと違う視点で行事やPTA活動に触れることができて良かったです。
- ・ LINEを活用することにより、実際に集まらなくても各作業(連絡、作業分担、記事作成など)をスムーズに進めることができたため、思っていたよりも負担なく活動することができました。
- ・ 委員全員が協力的でとても活動しやすかったです。
- ・ 初動が遅くなり、本部からの声掛けがあったからのスタートになってしまいました。
- ・ WEBの知識はなかったが、取材など自分ができることを担当し、楽しみながら活動できました。
- ・ もう少し取材回数が多くても良かったと思います。
- ・ ブログ作成などで、できる方に負担がかかってしまいました。

★ 次年度への提案

- ・ 立ち上げの際に大きい取材、小さい取材、あらかじめ決めた方がよいと思います。今まで取材をしていない行事など、取材対象を増やしても面白いと思います。
- ・ ある程度、WEBやブログの知識がある方がいたほうが活動しやすいと感じました。(今回はWEB作成に精通している方がいたので、円滑に運営できました)
- ・ ワークショップなど参加型の活動は、実際に参加した方がより良い記事を作成することができると思います。その際にかかる参加費などは活動費から捻出できれば良いと感じました。

《生涯学習委員会 活動報告》

月	日	活 動 内 容
5	31	家庭教育学級交付金説明会 参加
6	23	第1回吉川市PTA連合会 生涯学習委員会 参加
7	15	第1回吉川市PTA連合会 合同家庭教育学級人権教育研修会 参加
9	29	アートルース講座 開催
12	1	吉川市人権セミナー 参加 夢の先にあるもの～夫婦で目指すデフリンピック～
	4	吉川市人権セミナー 参加 女性の活躍とヘルスリテラシー～カラダの知識で未来をデザイン～
	5	吉川市人権セミナー 参加 自分が自分らしく生きるために～人権が守られた街～
	6	吉川市人権セミナー 参加 高齢者の人権～新型コロナ対策で見えてきた高齢者の下流化と生活問題～
	7	吉川市人権セミナー 参加 ワークショップで体験する外国人の人権
	8	吉川市人権セミナー 参加 日本の故郷は、宝の山～伝承文化の力～
	8	栄養講座 開催
	19	第2回吉川市PTA連合会 生涯学習委員会 参加（オンラインにて開催）
2	10	第2回吉川市PTA連合会 合同家庭教育学級研修会 参加

★ 活動についての感想・反省

今年度は講座を2回開催しました。1回目はワークショップ、2回目は講演と全く違う内容を考えてみました。どちらの講座も好評でアンケートでも「あっという間に時間が過ぎるくらい楽しかった」や「改めてきちんと学ぶことができ勉強になった」などのご意見を頂きました。しかし2回目の講座では質疑応答の時間がオーバーしてしまい、片付け後も講師と話し足りない方が多くいたので、もう少し時間を確保しておくべきでした。

12月の6つの人権セミナーは、委員全員で分担して全て参加しました。考えさせられることが多く、とても為になりました。

★ 次年度への提案

今年度は書記をなくし、連絡係と講座担当、会計と役割分担をしましたが、講座の提案から開催までは委員全員で進めていきました。来年度も委員全員で話し合うことで早めに準備ができ、当日もスムーズに開催できると思います。

《ベルマーク委員会 活動報告》

月	日	活動内容 (学校チーム)
3	14	ベルマーク委員会顔合わせ、今年度の活動方針の決定、係決め 今年度は、学校チーム、在宅チームに分かれ活動する事を決定
4	17	テトラパックの仕分け
5	29	ベルマークのチラシを各クラスへ配布 テトラパック回収・計量、ベルマークの企業別仕分け
6	20	テトラパック仕分け、計量、箱詰め、発送、ベルマーク回収 インクカートリッジ集計、ベルマークの企業別仕分け
7	12	ベルマーク未処理分の仕分け
9	14	ベルマーク各クラスから回収、ベルマークの企業別仕分け テトラパック回収、インクカートリッジ回収
10	19	テトラパック回収、発送、インクカートリッジ回収 ベルマークの企業点数仕分け
11	16	テトラパック回収、仕分け、インクカートリッジ振分け ベルマークの企業点数仕分け
1	18	ベルマーク各クラスから回収、ベルマークの企業別仕分け テトラパック回収、インクカートリッジ回収
2	8	テトラパック回収、発送、インクカートリッジ回収 ベルマークの企業別仕分け
3	6	テトラパック仕分け、計量、箱詰め、発送ベルマーク回収 インクカートリッジ集計、ベルマークの企業別仕分け

月	日	活動内容 (在宅チーム)	各自、在宅 ベルマーク仕分け
4	17	持ち帰り用ベルマークの準備、備品の補充 (1学期班)	
7	7	1学期分ベルマークの点数集計、発送作業 (1学期班)	
9	10	持ち帰り用ベルマークの準備、備品の補充 (2学期班)	
11	20	2学期分ベルマークの点数集計、発送作業 (2学期班)	
1	17	公民館ベルマーク回収、 企業別仕分け済みベルマークの集計 (3学期班)	
3	7	3学期分ベルマークの点数集計、発送作業 (3学期班)	

★ 活動についての感想・反省

- ・今年度は、活動人数も多く、学校チームと在宅チームに分かれての活動となりました。3年分たまっていたベルマークが全てはけたので、達成感がありました。また、学校で集まったの作業は、他の学年のことが聞けたり、情報交換ができて、楽しく活動ができました。思っていたよりも、作業は大変ではありませんでした。ベルマークへの知識が深まりました。
- ・在宅チームでの作業は、自分のペースで作業することが出来、仕事していても活動しやすかったです。学校行事にあわせてベルマークを取りに行けたり、土日に行けたり、時間調整がしやすかったです。
- ・ベルマーク委員会の活動は子どもたちや学校へ貢献できる活動だと改めて実感しました。
- ・プリンター、コンパクト断裁機、加湿空気清浄機をベルマーク点数にて交換しました。

★ 次年度への提案

- ・次年度もボランティアは役員人数がいれば不要かと思います。各教室のベルマーク回収は、活動日の業間休みに役員で散らばって回収することができたので、先生への依頼は不要かと思いました。また、目的意識を高めるため、ベルマークを集めると、どういう物が購入できるのか、現在の集計点数を公開するのはどうでしょうか？
- ・セロテープの品質によって、作業し辛さがあったので、備品購入メーカーは統一し、作業効率も考えて、備品は良質な物を選んだ方が良いと思います。小さいベルマークは、扱いにくく作業し辛いので、ベルマークの切り取り方を、明確に周知できたら良いかと思います。
- ・在宅チームの作業状況が見え辛いので、簡単な活動報告等が、あった方が良いと思います。また、学校チームとの作業量の明確化に在宅チームの在宅での作業時間をおおまかに示す等、今後も考えていく方が良さそうです。

《校外委員会 活動報告》

月	日	活 動 内 容
5	11	第1回定例会
	17	地域委員会（美南小が担当校）
	18	交通指導講習会
	20	運動会 登校指導、駐輪場の整備、車の誘導
6		2学期登校指導当番表作成 印刷・綴じ作業開始（各丁分散作業）
7	4	第1回運営委員会（3役出席）
	11	第2回定例会 2学期登校指導当番表配付 登校指導資料配付・通学路点検アンケート配付（1年生）
9	8	地域委員会（中央公民館）→台風接近の為に中止（フォームにて共有）
	20	通学路アンケート集計（要望の共有。改善策検討） 足跡マーク塗り直し準備
10		足跡マーク塗り直し作業（各丁分散作業。概ね10月頭まで）
		3学期登校指導当番表作成
11	15	第2回運営委員会、第1回推薦委員会（3役出席）
		3学期登校指導当番表印刷・綴じ作業（各丁分散作業）
12	12	第3回定例会 3学期登校指導当番表配付 通学路アンケート結果配付
2	21	第3回運営委員会（3役出席）
		1学期登校指導当番表作成・印刷・綴じ作業
3	12	第4回定例会 1学期登校指導当番表配付 新旧校外委員3役引き継ぎ
毎月	月末	登校指導個別案内（黄色い紙）配付

★ 活動についての感想・反省

新型コロナウイルスが5類に引き下がったことで、沢山のイベントが復活しました。直近の資料では情報が少なかったため、学校や本部さんと確認して対応しました。色々フォロー頂きありがとうございました。今年度から問い合わせを、メールでの対応に変更しましたが、内容を共有しやすく、大きなトラブルもなかったです。

★ 次年度への提案

児童数の多い美南小において、登校指導の役割はとても重要であると思います。しかし不在の日が多々あり、参加の保護者、ボランティアの方、校外委員の代行等、負担にばらつきがあるのが現状です。この問題を解決するためには、登校指導の位置を見直し、ボランティア、シルバーさんの充足化を検討する時期なのかもしれません。

令和5年度 学級厚生/成人/広報委員会活動報告

令和5年度は、活動休止中のため活動報告はありません。

また、令和2年から活動休止としていた上記3つの委員会ですが、すでに美南小の現状にあった別の委員会を設けて活動をしているため、令和6年度PTA総会の承認をもって廃止いたします。

美南小学校PTA備品目録

品名	数量	備考
パソコン	2	
ボイスレコーダー	1	
プリンター	1	
シュレッダー	1	
ラミネーター	1	
テプラ	1	
PTAビブス	15	
レターケース	3	
スチールラック	3	PTA室1、教材室2
ハンガーラック	1	
ホワイトボード	1	
壁面突っ張り収納	1	
鍵付き収納棚	1	
本棚	3	大1、小2
カラーボックス	8	
小テーブル	1	
掃除機	1	
掃除用具	1式	モップ1、ほうき1、チリトリ1
ポット	2	
防犯ベスト	11	
防犯帽子	10	
防犯腕章	12	
防犯懐中電灯	2	
誘導灯	6	
壁掛け時計	1	
台車	3	本部1、寄せ植え2
体温計	1	

令和5年度 美南小会計決算報告書

【一般会計】

収入の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
PTA会費	3,240,000	3,312,000	72,000	会員数1106名（月額250円）
助成金	0	0	0	
資源回収	80,000	58,050	-21,950	資源回収奨励補助金含む
その他収入	500	1,799	1,299	受取利子、名札販売、不要備品売却代
前年度繰越金	800,605	800,605	0	
特別会計より	0	3,854	3,854	特別会計より繰入
合 計	4,121,105	4,176,308	55,203	

支出の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	差額	備 考	
運 営 費	会議費	30,000	12,600	17,400	会議参加費
	負担費	108,000	111,380	-3,380	市P連負担金
	渉外費	0	0	0	市P連事業、参加費
	旅費	30,000	6,900	23,100	交通費
	事務費	400,000	368,359	31,641	文具、用紙、印刷代、印刷機リース代等
	通信費	50,000	31,596	18,404	サーバー使用料等
	保険料	420,000	412,797	7,203	県PTA団体保険料
	慶弔費	50,000	0	50,000	
	小 計	1,088,000	943,632	144,368	
	活 動 費	学級厚生委員会	0	0	0
成人委員会		0	0	0	
広報委員会		0	0	0	
校外委員会		20,000	17,084	2,916	ペンキ代等
園芸委員会		0	0	0	
ベルマーク委員会		30,000	17,793	12,207	ベルマーク送付、コピー、文房具代等
生涯学習委員会		30,000	29,065	935	講座代等
ウェブ委員会（旧広報）		20,000	2,976	17,024	素材購入費等
美化委員会		100,000	90,747	9,253	トイレ流し台清掃用具、ハンドソープ代等
除草委員会		30,000	12,076	17,924	ゴミ袋、軍手等
寄せ植え委員会		250,000	170,888	79,112	花、土代等
小 計		480,000	340,629	139,371	
安全対策費	0	0	0		
卒業対策費	400,000	374,140	25,860	花束、胸花、生花スタンド、卒業証書ホルダー代	
式典対策費	80,000	66,000	14,000	入学式スタンド花	
教育環境費	500,440	500,440	0	パイプ椅子、手洗い石鹸代等	
情操教育費	500,440	500,440	0	リーバー登録代等	
ボランティア活動費	100,000	46,984	53,016	読み聞かせ絵本等	
芸術鑑賞費	250,000	193,050	56,950	芸術鑑賞費	
予備費	322,225	215,120	107,105	未来ポスト代等	
積立金	400,000	400,000	0	低鉄棒代	
PTA退会費	0	0	0		
次年度繰越金	0	595,873	-595,873		
小計	2,553,105	2,892,047	-338,942		
合 計	4,121,105	4,176,308	-55,203		
収入合計 4,176,308 ー 支出合計 4,176,308 = 残金 0					

【特別会計】

収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	差額	備考
前年度繰越金	1,000,000	1,000,000	0	前年度繰越金
積立金	400,000	400,000	0	低鉄棒購入
合計	1,400,000	1,400,000	0	

支出の部

項目	予算額	決算額	差額	備考
前年度繰越金	1,000,000	1,000,000	0	前年度繰越金
積立金	400,000	396,146 3,854	0	低鉄棒購入（学校へ振込、手数料込） 一般会計へ
合計	1,400,000	1,400,000	0	

収入合計	1,400,000	—	支出合計	1,400,000	=	残金	0
------	-----------	---	------	-----------	---	----	---

令和6年3月31日

以上の通り報告します。

吉川市立美南小学校PTA

会長 石井 亮英



会計 芝西 亜弥



会計 伊田 紀之



会計 小玉 未貴



決算報告について会計帳簿を監査した結果、相違ないことを確認しました。

吉川市立美南小学校PTA

会計監査 土沼 真樹



会計監査 高田 忍



令和6年度 美南小一般会計予算 (案)

令和6年4月2日現在

収入の部

単位：円

項目	本年度予算額	備考
PTA会費	3,240,000	会員1080名(月額250円)
助成金	5,000	市P連よりペンキ代
資源回収	80,000	資源回収奨励補助金
その他の収入	500	受取利子 名札など
前年度繰越金	595,873	
合 計	3,921,373	

支出の部

単位：円

項目	本年度予算額	備考	
運営費	会議費	30,000	会議参加費
	負担費	54,000	市P連負担金(50円×会員数)
	渉外費	150,000	市P連事業、参加費
	旅費	30,000	交通費等
	事務費	400,000	文具、用紙、印刷代、印刷機リース代等
	通信費	100,000	サーバー、ポケットWi-Fi等使用料等
	保険料	0	吉川市負担(市民活動補償制度) ※1
	慶弔費	50,000	会員の慶弔等
	小計	814,000	
本部	未来ポスト制作費	150,000	
	給食試食会費	15,000	
	厚生費	100,000	
	小計	265,000	
委員会	校外委員会	20,000	ペンキ代等(市P連からのペンキ代含む)
	ベルマーク委員会	20,000	ベルマーク送付、コピー、文房具代等
	生涯学習委員会	40,000	講座、講師謝礼等
	ウェブ委員会	5,000	素材購入費等
	美化委員会	60,000	トイレ、流し台清掃用具代等
	除草委員会	10,000	ゴミ袋、軍手代等
	寄せ植え委員会	200,000	花、土代等
	市民体育祭委員会	5,000	
	小計	360,000	
学校応援団	森のひろば	50,000	読み聞かせ絵本代等
	子どもの体験活動実行委員会	30,000	タグラグビー、和菓子体験代等
入学・卒業対策費	500,000	花束、胸花、生花スタンド、卒業証書ホルダー代等	
教育環境費・情操教育費(リーバー代含む)	500,000		
芸術鑑賞費	250,000	芸術鑑賞費(150円×児童数)、お花代	
予備費	100,000		
繰出金	700,000	特別会計へ繰出	
次期繰越金	352,373		
合 計	3,921,373		

※1 県P連脱退により市民活動補償制度へ変更

令和6年度 美南小特別会計予算 (案)

令和6年4月2日現在

収入の部

単位：円

項 目	本年度予算額	備 考
前年度繰越金	1,000,000	
繰入金	700,000	一般会計より繰入
合 計	1,700,000	

支出の部

単位：円

項 目	本年度予算額	備 考
本部事業費	1,500,000	美南小オリジナルTシャツ ※2
積立金	200,000	周年行事等
合 計	1,700,000	

※2

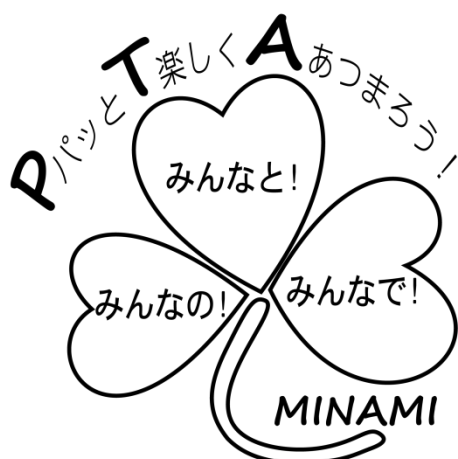
＜美南小オリジナルTシャツを作成する目的＞

- ・学校行事で着用し美南小としての統一感をだし団結力を高めるため
- ・校外活動時の安全面の確保のため
- ・体育の授業や運動会練習の予備着として
- ・登下校時の暑さ対策として

上記目的を達成するため、令和6年度は全児童に配布いたします。

令和7年度からは5年生、新1年生のみ配布し、2枚目以降は個別に購入できる予定です。

令和6年度 活動方針（案）



美南小学校PTA

次年度、吉川市は埼玉県PTA連合会・埼玉地区PTA連絡協議会から脱退し、吉川市PTA連合会・吉川市内の各小中学校PTAで協力して活動していくこととなりました。今まで、学校外の業務に費やしていた多くの時間を、美南小学校内のために使うことができるため、非常にメリットがあると考えています。

各委員会においては、コロナ禍から通常生活に戻りつつもあり、美南小の現状に見合った形で復活してきています。

次年度は数年ぶりに全委員会に二役も設け、今まで以上にまとまりを持って活動できるのではと期待しております。また、各委員会の委員長は運営委員会にも出席となるため、他委員会の活動を知ることができたり、横の繋がりも図れるのではと考えております。

引き続き、学校や地域、保護者同士のつながりにも重点をおき、児童の安心・安全、健やかな成長を支えていけるよう積極的にPTA活動を進めて参ります。

令和6年度活動計画

朝の登校指導	子どもたちが安全に登校できるよう朝の見守りを行います。また、気持ちよくあいさつできるよう積極的に声をかけていきます。
児童の安全対策活動	あしあと運動・登校指導講習会等、子どもの安全を守るための活動を展開します。
各委員会活動	会員の皆さんが積極的に参加・活動できる場です。得意分野をいかして、美南小を縁の下から支えていきます。より活動しやすくするために全委員会に正・副委員長も設置します。
地域との連携活動	子ども110番の家、地域の方とともにたくさんの目で子どもたちを見守っていきます。市民体育祭にも美南小学校PTAとして関わっていきます。
資源回収	毎月第三日曜日に新聞・雑紙等を回収し、収益金を学校の環境整備や児童の情操教育に役立てていきます。
ベルマーク	みなさまから回収したベルマークを集計し、たまった点数で子どもたちに還元していきます。テトラパックやインクカートリッジの回収も行います。
森のひろば	金曜日朝の活動時間に子どもたちへ読み聞かせを行います。子どもの豊かな感情や想像力、思いやりの心を育てていきます。
子どもの体験活動支援	様々な活動を通し、子どもたちの意欲や関心を高める子どもの体験活動を支援していきます。
おやじの会	各委員会のサポートや、委員だけでは手の回らない所をお手伝いします。力仕事も積極的に行います。

美南小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名 称) 本会は吉川市立美南小学校 P T A と称す。
- 第 2 条 (目 的) 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の教育の充実振興と会員相互の親睦を図り、かつ教養を高めることを目的とする。
- 第 3 条 (事 務 所) 本会は事務所を吉川市立美南小学校内に置く。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 (事 業) 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学校教育の円滑なる進展を図るために必要な事業
 2. 児童の安全および環境の整備に関する事業
 3. 児童および会員の福利厚生に関する事業
 4. 本会活動改善のために必要な資料の収集、情報の提供および関係団体との協力
 5. 会員相互の知識向上のための事業
 6. その他目的達成のための事業

第 3 章 構 成

- 第 5 条 (会 員 の 資 格) 本会は次の各号の中の一つの要件を備える者をもって構成する。
また、会員の任意により構成される。
1. 美南小学校に在籍する児童の保護者
 2. 美南小学校に在籍する教職員

第 4 章 役 員

- 第 6 条 (役員および任期) 本会は次の役員を置く。任期は 1 年とし再任を妨げない。保護者役員は役職を問わず 4 年以上就任することはできない。ただし、任期満了後、2 年経過すれば、再度就任することができる。役員が任期途中で退任した場合、後任者の選出については運営委員会にて決議する。

会 長	1 名 (保護者)
副 会 長	4 名 (保護者 3 名 教職員 1 名)
書 記	3 名 (保護者 2 名 教職員 1 名)
会 計	3 名 (保護者 2 名 教職員 1 名)
庶 務	2 名 (保護者 2 名)
会計監査	2 名 (保護者 2 名)
校 長	

- 第 7 条の I (役員および委員の選出) 役員および委員の選出は次のとおりとする。
1. 役員は推薦委員会によって提案され、総会において承認される。
ただし、会計監査は適任者を会長が指名し、本部に属する。
 2. 委員は立候補および抽選により選出される。
 3. 校外委員は、各地区会員の中から、立候補および抽選により選出される。

- 第 7 条の II (推薦委員会の組織と任務) 推薦委員会の組織と任務は次のとおりとする。
1. 役員の選出にあたり、必要あるときは推薦委員会を設けることができる。
 2. 推薦委員会は役員の候補を会員の中より選び、総会へ提案する。

- 第 8 条 (役員および委員の任務) 役員および委員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
P 連だより編集委員は市内小中学校の P T A による広報紙編集と研修会主催、
および各校の情報交換をする。
 3. 書記は本会の事務を処理する。
 4. 会計は本会の経理の任にあたる。
 5. 庶務は本会の一般庶務の任にあたる。
 6. 会計監査は会計の帳簿および書類を監査し、その結果を総会において報告する。
 7. 委員長はその委員会を代表し、運営の任にあたる。
 8. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が活動できない場合その職務を代理する。
 9. 委員は各委員会に所属し、その任にあたる。

第 5 章 会 議

- 第 9 条 (総 会) 総会は次のとおりとする。
1. 総会は通常総会および臨時総会とする。
 2. 通常総会は事業年度終了後速やかに開催する。
 3. 総会は委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立とする。
 4. 総会における議決事項は次のとおりとする。
(イ) 役員・決算・事業報告・予算・事業計画の審議および承認
(ロ) その他必要な事項
 5. 総会における議事は、出席会員の決議権の過半数により決議する。
 6. 天災や感染症拡大等で集会の開催が困難と会長が判断した場合は、会員を集めての総会は開催しない。会員は、決定権を書面または電子メール等、社会通念上適切と判断される通信手段によって行使する。

- 第 10 条 (役 員 会) 役員会は次のとおりとする。
1. 役員会は必要に応じて会長が招集する。又、役員過半数の要請を持って開催する。
 2. 役員会は会長・副会長・書記・会計・庶務をもって構成され、総会に提出する議案および本会の運営に関する必要事項を企画し審議する。

- 第 11 条 (運 営 委 員 会) 運営委員会は次のとおりとする。
1. 運営委員会は会長が招集する。又、委員の過半数の要請をもって開催する。
 2. 運営委員会は役員 (会計監査を除く) ・委員会委員長をもって構成され、重要事項および各委員会の連絡調整について協議し決定する。
 3. 運営委員会の決議は、出席者の過半数とする。

第6章 委員会

第12条（委員会と任務）本会に次の委員会を置く。任務は次のとおりとする。

1. 校外委員会 … 地域社会の環境整備、地域との連携の促進、交通安全の指導にあたる。
2. 美化委員会 … 学校敷地内における、屋内の環境整備にあたる。
3. 生涯学習委員会 … すべての会員の教養と教育の向上のため、必要な活動をする。
4. ウェブ委員会 … PTA活動の情報を伝達、および会員の意見の反映を図るため、PTAホームページに記事をあげる
5. ベルマーク委員会 … 教育設備やPTA備品の助成のため、ベルマークなどの収集、仕分け、集計、発送の活動をする。
6. 除草委員会 … 学校敷地内および外周における、屋外の環境整備にあたる。
7. 寄せ植え委員会 … 学校の景観をよりよくするため、年間を通して園芸活動を推進する。
8. 市民体育祭委員会 … 市民体育祭において、美南小PTAとして放送、救護の任にあたる。

第13条（特別委員会）本会は運営上必要と認めた場合は、運営委員会の議決を経て特別委員会を設けることができる。ただし、特別委員会の目的が達成されたときには自動的に解散する。

第7章 会計

第14条（経費） 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって当てる。

第15条（会費） 本会の会費は、会員1家庭につき月額250円とする。

第16条（会費の用途） 本会の経費は、第2章の目的以外に使用してはならない。用途を決める際、1～10万円未満は役員会、10～30万円未満は運営委員会、30万円以上は総会で決定する。

第17条（事業年度） 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 会則の変更

第18条（会則の変更） この会則は、総会において出席会員の過半数の議決を得なければ変更できない。

第19条（細則規定） 本会の運営に関する細則は、この会則に反しない限り運営委員会で3分の2以上の同意を得て改正することができる。なお、細則の制定・改廃の結果は次期総会で報告しなければならない。

【 細 則 】

第 1 条 (推薦委員会選出規定) 推薦委員会は会長が招集し、運営委員会がこの任にあたる。推薦委員会は、提案が総会で承認されたとき、自動的に解散する。

第 2 条 (委員選出規定)

1. 委員の選出は以下とおりとする。
 - (イ) 美南小に在籍する2～6年生の保護者から選出する。
 - (ロ) 定員に満たない委員会は、児童IDをもとに抽選で選出する。
2. 校外委員は各地区の家庭数が50を超える毎に1名ずつ増やすことができる。
3. 学校応援団の森のひろばは、代表者を選出する。代表者は、委員と同等の任にあたる。
4. 学校応援団の子どもの体験活動実行委員会の委員は、委員と同等の任にあたる。
5. 上記の第2条1～4については、状況に応じて過不足があれば、本部役員会で人数を決めることができるものとする。

第 3 条 (慶弔規定) 次の場合は慶弔金を支出することができる。

1. 会員または在籍児童が死亡したとき。一律に5千円とする。
2. その他、上記以外で対応が必要なものについては、本部役員会の協議により決定する。ただし、運営委員会の事後了承を得るものとする。

第 4 条 (旅費規定) 本会の活動に伴う旅費は交通費、宿泊費及び昼食代とし、次の通り支給する。

1. 美南小学校区及び中曽根小学校区、南中学校、中央公民館は支給されない。
2. 市内(旭・三輪野江地区を除く)は、交通費として車1台、バス共に一律300円を支給する。
3. 旭・三輪野江地区及び市外・県外の場合、交通費は実費を支給する。但し、自家用車を使用した場合は、旭・三輪野江地区、八潮、三郷、越谷、草加、松伏は一律500円、その他の市外は一律1,000円、県外は一律2,000円とする。
4. 宿泊を要する場合、宿泊費は実費を支給する。
5. 昼食が必要となる参加に対しては、昼食代実費(上限1,000円)を支給する。

第 5 条 (会議費規定) 本部役員が指定したPTA連合会等、外部の会議や研修に本部の要請で参加する場合は、1時間以上の参加に限り、会議費として1回300円を支給する。

第 6 条 (PTA会費規定)

1. 年度内の転入出に関しては、月額250円とする。
2. 転入会員については、その月の会費は徴収しない。
3. 転出会員については、その月以降の会費を返金する。

第 7 条 (委員会委員長、副委員長選出規定)

1. 委員長・副委員長の選出方法は運営委員会の承認を得て決定をする。
2. 委員長・副委員長は総会にて報告をする。

第 8 条 (本部役員・委員会正副委員長免除規定)

運営委員が任期一年活動を全うした場合、役員・委員活動を永年免除とする。再任は妨げない。

第 9 条 (委員選出免除規定)

委員の選出において、当該年度4月の時点で以下の条件に当てはまる会員は、委員を免除される。但し、事前の申告を条件とする。なお、本人の意思による全ての役職への就任は妨げない。また、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とならない。

1. 病気療養中もしくは妊娠中である
2. 2歳未満の子どものいる家庭
3. ひとり親家庭
4. 家庭に継続的な介護を要するものがある
5. その他PTA会長が認めた場合

【 附 則 】

この会則・細則は、平成25年5月20日より実施する。
この会則・細則は、平成26年5月19日より実施する。
この会則・細則は、平成27年5月18日より実施する。
この会則・細則は、平成28年5月16日より実施する。
この会則・細則は、平成29年5月15日より実施する。
この会則・細則は、平成30年5月7日より実施する。
この会則・細則は、令和2年5月11日より実施する。
この会則・細則は、令和4年5月10日より実施する。
この会則・細則は、令和5年5月9日より実施する。
この会則・細則は、令和6年5月8日より実施する。

美南小学校 PTA 個人情報取扱規約

第1条 目的

この規約は、吉川市立美南小学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

この規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、学年クラス名、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 運営委員：本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

- 1 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 2 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 利用目的の特定

本会は、個人情報を取り扱う事業ごとに事前に、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

第6条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第8条 個人情報の管理

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第9条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第10条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第12条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14条 漏えい時などの対応

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 研修

個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第16条 雑則

本規約の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。

本規約の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規約は、2020年5月11日から施行する。



吉川市立美南小学校P T A

編集責任者 美南小P T A本部

美南小学校

吉川市美南4丁目17番地3

☎984-3730

12回総会資料 会則・細則の改正案

〈改正案〉 美南小PTA会則第8章第19条に基づき、下記、新旧対応表のとおりに会則の変更を提案する。
(細則の変更については、会則第8章第20条に基づき、令和5年度運営委員会で承認されたため、報告のみとする。)

〈改正の理由〉 コロナ禍を経て、美南小PTAを取り巻く環境・状況と、会則および細則が合っていないため。
本部役員・委員・教職員、携わる会員全員に分かりやすく、負担の少ない仕組みにしておくため。
令和5年度をもって、吉川市PTA連合会は、上部団体の埼玉県PTA連合会・埼玉地区PTA連合会を脱退する。この機会に、上部団体との関わり方を見直し、美南小学校内の活動に重きを置くこととしたため。

(委員会について) ※会則第5章第11条の2、第12条、第6章第13条、細則第9条、第10条、組織図 関連
PTA上部団体との関わり方を見直したことから、吉川市PTA連合会に連動している現在休止中の学級厚生、成人、広報委員会は廃止。
美南小の現状に合った委員会を設けて活動できているため、問題は無いと判断した。
また、学級厚生、成人、広報委員会の廃止に伴い、関する文言を削除もしくは変更したい。委員会は「専門」を付けず、一律、委員会としたい。

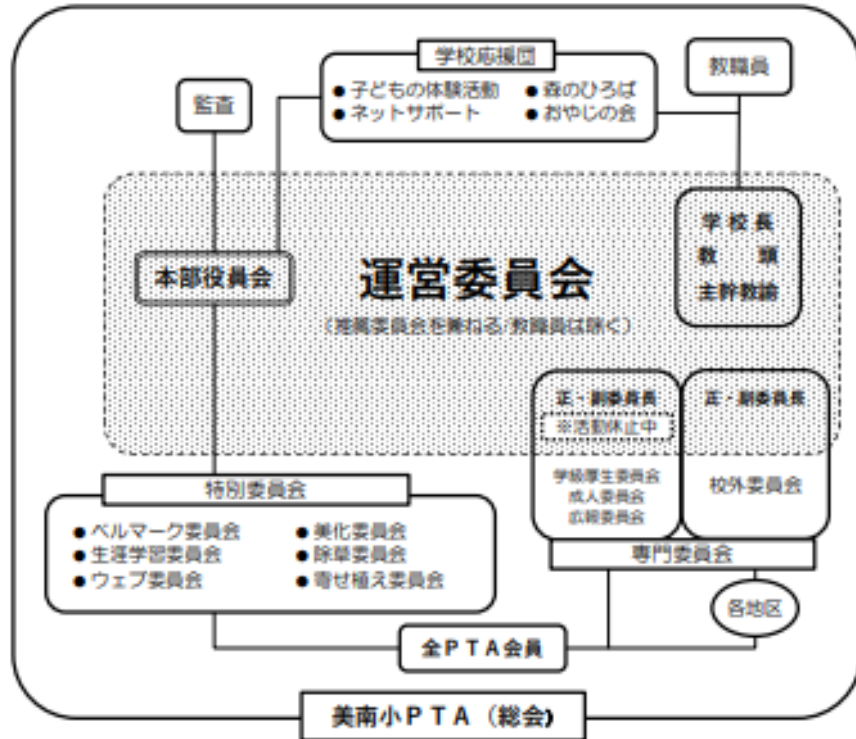
(委員会の選出について) ※会則第4章第7条のI、細則第26条 関連
学級厚生、成人、広報委員会の廃止に伴い、関する文言を削除もしくは変更したい。選出方法は、委員会共通の方法に統一したい。
また、定員については、現委員の意見を聞いたり、活動状況等の変化に応じて、ある程度柔軟に対応できるような一文を追加したい。

(お金が関わる各規定について) ※細則第5条、第7条、第8条 関連
携わる本部役員・教職員がかわっても、お金の取り扱いに不備がなく対応できるように、あらかじめ金額を明記し、計算方法を分かりやすくしたい。
併せて、お金の管理や判断が一人に偏らない様にする必要があると判断した。
児童・教職員ともに人数の多い美南小では、急な転入出などの場合は、本部会計と教職員が連携する必要があるため、細則第5条と第8条は学校とも意見交換を重ねた。

会則 新旧対応表

現行	改正(案) 削除以下の条は繰り上げ
<p>第4章 役員 第7条のI 2. 学級厚生、成人および広報委員は各学年会員の互選により選出する。 3. 校外委員は各地区会員の互選により選出する。</p> <p>第5章 会議 第11条 2. 運営委員会は役員（会計監査を除く）・専門委員会正副委員長をもって構成され、重要事項および各専門委員会の連絡調整について協議し決定する。</p> <p>第12条 （学級・学年集会）学級集会または学年集会は、委員が招集し、必要事項について協議し実行する。また、過半数の要請によって開催することができる。</p> <p>第6章 委員会 第13条 （専門委員会と任務）本会に次の専門委員会を置く。任務は次のとおりとする。 1. 学級厚生委員会…学級・学年集会にあたり行事その他の諸問題について協議し、その具体化を図り会員及び児童の福祉厚生に関する活動をする。 2. 成人委員会…すべての会員がいっそう良い保護者、教職員となるよう活動する。 3. 広報委員会…PTA活動の伝達、および会員の意見の反映を図るため広報紙を発行する。 4. 校外委員会…地域社会の環境整備、地域との連携の促進、交通安全の指導にあたる。</p>	<p>第4章 役員 第7条のI 2. <u>委員は、立候補および抽選により選出される。</u> 3. <u>校外委員は、各地区会員の中から、立候補および抽選により選出される。</u></p> <p>第5章 会議 第11条 2. 運営委員会は役員（会計監査を除く）・<u>委員会委員長</u>をもって構成され、重要事項および<u>各委員会</u>の連絡調整について協議し決定する。</p> <p>第12条 <u>削除</u></p> <p>第6章 委員会 第12条 （<u>委員会と任務</u>）本会に次の<u>委員会</u>を置く。任務は次のとおりとする。 1. <u>校外委員会…地域社会の環境整備、地域との連携の促進、交通安全の指導にあたる。</u> 2. <u>美化委員会…学校敷地内における、屋内の環境整備にあたる。</u> 3. <u>生涯学習委員会…すべての会員の教養と教育の向上のため、必要な活動をする。</u> 4. <u>ウェブ委員会…PTA活動の情報を伝達、および会員の意見の反映を図るため、PTAホームページに記事をあげる。</u> 5. <u>ベルマーク委員会…教育設備やPTA備品の助成のため、ベルマークなどの収集、仕分け、集計、発送の活動をする。</u> 6. <u>除草委員会…学校敷地内および外周における、屋外の環境整備にあたる。</u> 7. <u>寄せ植え委員会…学校の景観をより良くするため、年間を通して園芸活動を推進する。</u> 8. <u>市民体育祭委員会…市民体育祭において、美南小PTAとして放送・救護の任にあたる。</u></p>

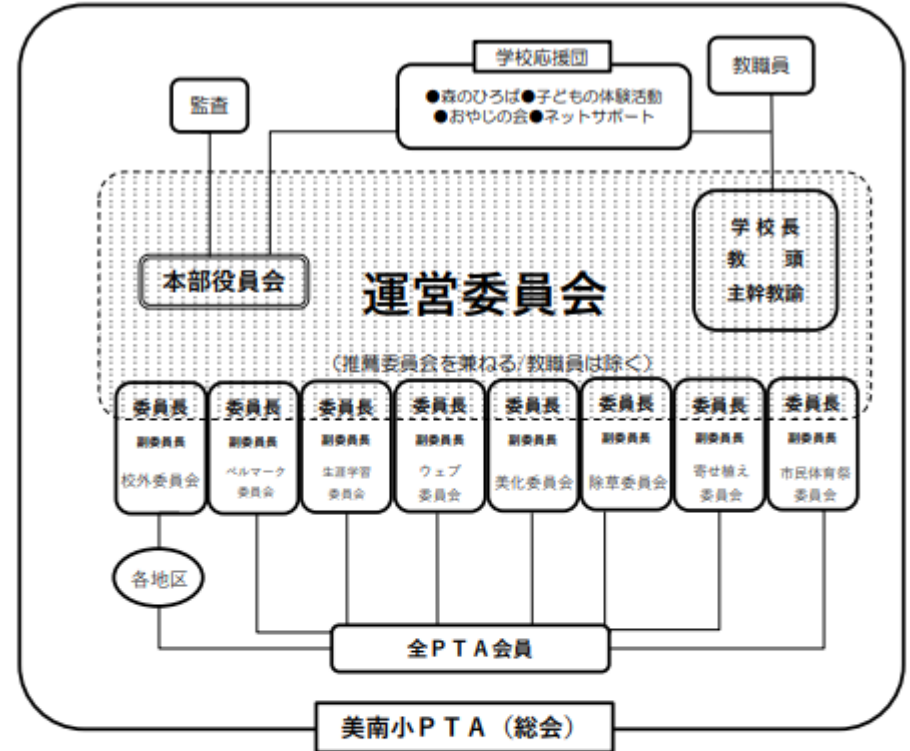
組織図



【構成委員】

- | | | |
|--|--|---|
| 運営委員会
● 学校長、教頭、主幹教諭
● PTA本部役員
● 各専門 正・副委員長 | 本部役員会
● 会長 1名
● 副会長 3名
● 書記 2名
● 会計 2名
● 庶務 2名 | 専門委員会
● 校外委員会 1丁目 3名
2丁目 5名
3丁目 2名
4丁目 3名
5丁目 3名 |
| 推薦委員会
● PTA本部役員
● 各専門 正・副委員長 | 会計監査会
● 会計監査 2名
● 会長 1名
● 会計 2名 | 特別委員会
● ヘルマーク委員会 (22名)
● 生涯学習委員会 (10名)
● ウェブ委員会 (6名)
● 美化委員会 (23名)
● 除草委員会 (16名)
● 寄せ植え委員会 (10名) |

組織図



【構成委員】

- | | | |
|--|--|--|
| 運営委員会
● 学校長、教頭、主幹教諭
● PTA本部役員
● 各委員会 委員長 | 本部役員会
● 会長 1名
● 副会長 3名
● 書記 2名
● 会計 2名
● 庶務 2名 | 委員会
● 校外委員会 1丁目 4名
2丁目 6名
3丁目 3名
4丁目 4名
5丁目 4名
● ヘルマーク委員会 (18名)
● 生涯学習委員会 (10名)
● ウェブ委員会 (7名)
● 美化委員会 (26名)
● 除草委員会 (18名)
● 寄せ植え委員会 (15名)
● 市民体育祭委員会 (6名) |
| 推薦委員会
● PTA本部役員
● 各委員会 委員長 | 会計監査会
● 会計監査 2名
● 会長 1名
● 会計 2名 | |

細則 新旧対応表

現行	改正後 削除以下の条は繰り上げ
<p>第2条（委員選出規定） 1. 学級厚生、成人および広報委員会の選出は以下のとおりとする。 (イ) 1年生は各クラスから1名を選出する。 (ロ) 2～6年生は各学年から4名を選出する。 3. 学校応援団の森のひろばは、代表者2名を選出する。代表者は、委員と同等の任にあたる。</p> <p>第3条（サークル活動規定） 1. サークル活動は会員相互の親睦を図り、教養を高め心身の健康を図ることを目的とする。 2. サークル部を新たに設ける時は、運営委員会の承認を得なければならない。 3. 各サークル部は、代表者を選出し、部の運営にあたる。 4. 各サークル部は、連携を密にし、活動の運営発展を図るため、部の代表によるサークル活動委員会を設ける。</p> <p>第4条（表彰規定） 本会は目的達成のために功績があった個人、または団体を運営委員会の承認を得て表彰することができる。</p> <p>第5条（慶弔規定） 次の場合は慶弔金を支出する。 1. 会員、または在籍児童が死亡したとき。 2. 学校職員が転退職したとき。 3. その他、会長が必要と認めたととき。ただし、運営委員会の事後了承を得るものとする。 4. 慶弔金の金額などについては、毎年度当初の運営委員会において定める。</p> <p>第7条（会議費規定） P T A 連合会等、外部の会議や研修に本部の要請で参加する場合は、1時間以上の参加に限り、会議費として1回300円を支給する。</p>	<p>第2条（委員選出規定） 1. <u>委員</u>の選出は、以下のとおりとする。 (イ) <u>美南小に在籍する2～6年の保護者から選出する。</u> (ロ) <u>定員に満たない委員会は、児童IDをもとに抽選で選出する。</u> 3. 学校応援団の森のひろばは、<u>代表者</u>を選出する。代表者は、委員と同等の任にあたる。 新設 5. <u>上記の第2条の1～4については、状況に応じて過不足があれば、本部役員会で人数を決めることができる。</u></p> <p>第3条（サークル活動規定） <u>削除</u></p> <p>第4条（表彰規定） <u>削除</u></p> <p>第3条（慶弔規定） 次の場合は慶弔金を支出することができる。 1. 会員、または在籍児童が死亡したとき。<u>一律に5千円とする。</u> 2. <u>削除</u> 2. <u>その他、上記以外で対応が必要なものについては、本部役員会の協議により決定する。</u>ただし、運営委員会の事後了承を得るものとする。 4. <u>削除</u></p> <p>第5条（会議費規定） <u>本部役員会が指定した</u> P T A 連合会等、外部の会議や研修に本部の要請で参加する場合は、1時間以上の参加に限り、会議費として1回300円を支給する。</p>

第8条（PTA会費規定）

1. 16日以降の転入会員については、その月の会費は徴収しない。
2. 15日以前の転出会員は、本部会計に請求のあった場合に限り、その月以降の会費を返金する。

第9条（専門委員会委員長、副委員長選出規定）

第10条（本部役員・専門委員会正副委員長免除規定）

附則

- この会則・細則は、平成25年5月20日より実施する。
- この会則・細則は、平成26年5月19日より実施する。
- この会則・細則は、平成27年5月18日より実施する。
- この会則・細則は、平成28年5月16日より実施する。
- この会則・細則は、平成29年5月15日より実施する。
- この会則・細則は、平成30年5月7日より実施する。
- この会則・細則は、令和2年5月11日より実施する。
- この会則・細則は、令和4年5月10日より実施する。
- この会則・細則は、令和5年5月9日より実施する。

第6条（PTA会費規定）

1. 年度内の転入出に関しては、月額250円とする。
2. 転入会員については、その月の会費は徴収しない。
3. 転出会員については、その月以降の会費を返金する。

第7条（委員会委員長、副委員長選出規定）

第8条（本部役員・委員会正副委員長免除規定）

附則

- この会則・細則は、平成25年5月20日より実施する。
- この会則・細則は、平成26年5月19日より実施する。
- この会則・細則は、平成27年5月18日より実施する。
- この会則・細則は、平成28年5月16日より実施する。
- この会則・細則は、平成29年5月15日より実施する。
- この会則・細則は、平成30年5月7日より実施する。
- この会則・細則は、令和2年5月11日より実施する。
- この会則・細則は、令和4年5月10日より実施する。
- この会則・細則は、令和5年5月9日より実施する。
- この会則・細則は、令和6年5月8日より実施する。